

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃の制度)

第39条 旅客運賃は、対キロ区間制（定期旅客運賃にあつては表定制）によつて定める。

2 前項による対キロ区間制の区間は次のとおりとする。

名古屋本線	豊 橋・名鉄岐阜間
豊川線	国 府・豊川稲荷間
西尾線	新 安 城・吉良吉田間
蒲郡線	吉良吉田・蒲 郡間
三河線	碧 南・猿 投間
豊田線	梅 坪・赤 池間
常滑線	神 宮 前・常 滑間
築港線	大 江・東名古屋港間
空港線	常 滑・中部国際空港間
河和線	太 田 川・河 和間
知多新線	富 貴・内 海間
津島線	須 ケ 口・津 島間
尾西線	弥 富・玉 ノ 井間
竹鼻線	笠 松・江 吉 良間
羽島線	江 吉 良・新 羽 島間
犬山線	枇杷島分岐点・新 鷗 沼間
広見線	犬 山・御 嵩間
小牧線	上 飯 田・犬 山間
各務原線	名鉄岐阜・新 鷗 沼間
瀬戸線	栄 町・尾張瀬戸間

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第40条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によつて計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程等の通算または打切り)

第41条 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、鉄道の線路が同一方向に連続する限り、これを通算する。

2 前項の規定にかかわらず、普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が環状線1周となるときまたは乗車経路の一部もしくは全部が復乗となるときは、環状線1周となる駅または折り返しとなる駅において、キロ程を打切って各別に計算する。

3 旅客が、会社と通過連絡運輸を行う名古屋市高速度鉄道3号線（以下、「3号線」という。）が中間に介在する別に定める発着区間を利用する場合、その前後のキロ程は、3号線と接続する駅において打切って各別に計算する。

(キロ程の計算方の特例)

第42条 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、各線区を次の3種類に区分し、同一区分の線区ごとに旅客運賃計算キロ程を通算し、0.1キロメートル未満のは数を0.1キロメートル単位に切り上げたのち、前条の規定によって計算する。

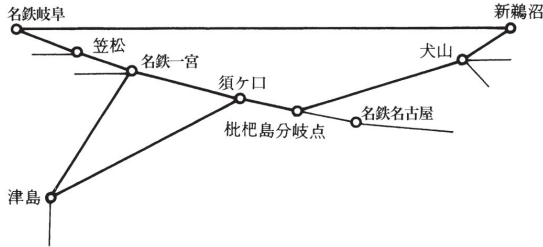
(1) 名古屋本線

(2) 西尾線、蒲郡線、豊田線、常滑線、築港線、空港線、河和線、津島線、犬山線、小牧線、各務原線、瀬戸線

(3) 豊川線、三河線、知多新線、尾西線、竹鼻線、羽島線、広見線

(旅客運賃計算の特例)

第42条の2 普通乗車券または特殊割引回数券を使用する旅客が、次に掲げる図の太線区間内の各駅を発着または通過する場合の普通旅客運賃は、第40条の規定にかかわらず、運賃計算キロ程が最短となる経路のキロ程によって計算する。この場合の普通乗車券は、太線内の経路の指定は行わない。



第43条 (削除)

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金を収受方)

第44条 旅客運賃・料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児だけで旅行するとき。
- (2) 団体旅客として乗車するときまたは団体旅客に随伴されるとき。
- (3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。
- (4) 幼児または乳児が、指定を行なう座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項以外の場合、幼児及び乳児に対しては、旅客運賃・料金は収受しない。

4 特別車両料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(参考) 幼児の無賃運送 鉄道運輸規程 第10条

(小児の旅客運賃)

第45条 小児の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃を、それぞれ折半して、その10円未満のは数を10円単位に切り上げて計算（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）した額とする。

(参考)

小児の旅客運賃	鉄道運輸規程	第10条
小児の回数旅客運賃	規 則	第63条
	同	第44条

(旅客運賃の概算収受)

第46条 車内において乗車券を発売する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第47条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

- 第48条** 大人片道普通旅客運賃は、別表第1号に定める額とする。ただし、運賃計算キロ程が143キロを超える場合の大人片道普通旅客運賃は、143キロの大人片道普通旅客運賃と143キロを超える運賃計算キロ程に対する大人片道普通旅客運賃を合算した額とする。
- 2 知多新線内相互間を乗車する場合及び知多新線とその他の線区にまたがって乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、前項の大人片道普通旅客運賃に、知多新線内の運賃計算キロ程に応じ、1キロメートルから3キロメートルまでは20円を、4キロメートルから6キロメートルまでは30円を、7キロメートルから9キロメートルまでは40円を、10キロメートルから12キロメートルまでは50円を、13キロメートルから15キロメートルまでは60円を、16キロメートルから18キロメートルまでは70円を加えた額とする。
 - 3 豊田線内相互間を乗車する場合及び豊田線とその他の線区にまたがって乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、第1項の大人片道普通旅客運賃に、豊田線内の運賃計算キロ程に応じ、1キロメートルから3キロメートルまでは20円を、4キロメートルから7キロメートルまでは30円を、8キロメートルから11キロメートルまでは40円を、12キロメートルから15キロメートルまでは50円を、16キロメートルから18キロメートルまでは60円を加えた額とする。
 - 4 新羽鳥駅を発駅または着駅として乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、第1項の大人片道普通旅客運賃に30円を加えた額とする。
 - 5 空港線内相互間を乗車する場合及び空港線とその他の線区にまたがって乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、第1項の大人片道普通旅客運賃に、空港線内の運賃計算キロ程に応じ、1キロメートルから2キロメートルまでは30円を、3キロメートルは50円を、4キロメートルから5キロメートルまでは80円を加えた額とする。

(特定大人片道普通旅客運賃)

第49条 次の区間の大人片道普通旅客運賃は、前条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区 間	運賃
金 山 ～ 名鉄一宮	460 円
名鉄名古屋 ～ 名鉄一宮	400
名鉄一宮 ～ 名鉄岐阜	330
新木曾川 ～ 名鉄岐阜	250

第50条 (削除)

第51条 (削除)

第52条 (削除)

(割引の片道普通旅客運賃)

第53条 割引の片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。
- (2) 割引の小児片道旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(往復乗車する場合の普通旅客運賃)

第54条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

- 2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(参考)

往復乗車 規則 第21条

(学生割引)

第55条 第22条の規定により学生または生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について大人普通旅客運賃の2割を割引する。

(参考)

割引の印章 規則 第99条

(被救護者割引)

第56条 第24条の規定により被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(参考)

重複割引適用の禁止 規則 第47条

割引の印章 同 第99条

(臨時特殊割引)

第57条 第26条の規定により割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第58条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 1箇月大人通勤定期旅客運賃

ア 別表第2号アに定める額とし、運賃計算キロ程が143キロを超える場合の1箇月大人通勤定期旅客運賃は、143キロの1箇月大人通勤定期旅客運賃と143キロを超える運賃計算キロ程に対する1箇月大人通勤定期旅客運賃を合算した額とする。

イ 知多新線内相互間を乗車する場合及び知多新線とその他の線区にまたがって乗車する場合の1箇月大人通勤定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃に、知多新線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

ウ 豊田線内相互間を乗車する場合及び豊田線とその他の線区にまたがって乗車する場合の1箇月大人通勤定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃に、豊田線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

エ 新羽島駅を発駅または着駅として乗車する場合の1箇月大人通勤定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃に、別表第3号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

オ 空港線内相互間を乗車場合及び空港線とその他の線区にまたがって乗車する場合の1箇月大人通勤定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃に、空港線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号アの1箇月大人通勤定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

(2) 1箇月大人通学定期旅客運賃

ア 別表第2号イに定める額とし、運賃計算キロ程が143キロを超える場合の1箇月大人通学定期旅客運賃は、143キロの1箇月大人通学定期旅客運賃と143キロを超える運賃計算キロ程に対する1箇月大人通学定期旅客運賃を合算した額とする。

イ 知多新線内相互間を乗車場合及び知多新線とその他の線区にまたがって乗車場合の1箇月大人通学定期旅客運賃は、同号アの1箇月

大人通学定期旅客運賃に、知多新線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号イの1箇月大人通学定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

ウ 豊田線内相互間を乗車する場合及び豊田線とその他の線区にまたがって乗車する場合の1箇月大人通学定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通学定期旅客運賃に、豊田線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号イの1箇月大人通学定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

エ 新羽島駅を発駅または着駅として乗車する場合の1箇月大人通学定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通学定期旅客運賃に、別表第3号イの1箇月大人通学定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

オ 空港線内相互間を乗車場合及び空港線とその他の線区にまたがって乗車する場合の1箇月大人通学定期旅客運賃は、同号アの1箇月大人通学定期旅客運賃に、空港線内の運賃計算キロ程に応じ、別表第3号イの1箇月大人通学定期旅客運賃加算額を加えた額とする。

2 3箇月及び6箇月大人定期旅客運賃は、次の計算によって算出した額とする。

- (1) 3箇月大人定期旅客運賃は、1箇月大人定期旅客運賃（加算額を含む。）を3倍したのから5分引きし、その10円未満のは数は、10円単位に切り上げた額とする。
- (2) 6箇月大人定期旅客運賃は、1箇月大人定期旅客運賃（加算額を含む。）を6倍したのから1割引きし、その10円未満のは数は、10円単位に切り上げた額とする。

（特定大人通勤定期旅客運賃）

第59条 次の区間の大人通勤定期旅客運賃は、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 間	期 間		
	1箇月	3箇月	6箇月
金 山 ～ 名鉄名古屋	7,050 円	20,100 円	38,070 円
金 山 ～ 名鉄一宮	15,880	45,260	85,760
金 山 ～ 名鉄岐阜	20,860	59,460	112,650
名鉄名古屋 ～ 名鉄一宮	13,600	38,760	73,440
名鉄名古屋 ～ 新木曾川	15,960	45,490	86,190
名鉄名古屋 ～ 名鉄岐阜	20,010	57,030	108,060
名鉄一宮 ～ 新木曾川	7,310	20,840	39,480
名鉄一宮 ～ 名鉄岐阜	11,090	31,610	59,890
新木曾川 ～ 名鉄岐阜	8,360	23,830	45,150

第60条 (削除)

第61条 (削除)

(割引の定期旅客運賃)

第62条 割引の定期旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。
- (2) 割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(参考)

定期旅客運賃の割引 身体障害者旅客運賃割引規程 第4条

同 第7条

第4節 回数旅客運賃

(通学用割引回数旅客運賃)

第63条 第30条の規定により発売する通学用割引回数券の旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 第30条第1項第1号に規定する学生に対しては、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額の2割を割引して、は数計算した額とする。
- (2) 第30条第1項第2号に規定する学生に対しては、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額の5割を割引して、は数計算した額とする。

(身体障害者割引回数旅客運賃)

第63条の2 第30条の2の規定により発売する身体障害者割引回数券の旅客運賃は、大人・小児ともそれぞれの区間の片道普通旅客運賃を10倍した額の5割を割引して、は数計算した額とする。

(参考)

回数旅客運賃の割引 身体障害者旅客運賃割引規程 第4条
同 第7条

(知的障害者割引回数旅客運賃)

第63条の3 第30条の2の規定により発売する知的障害者割引回数券の旅客運賃は、大人・小児ともそれぞれの区間の片道普通旅客運賃を10倍した額の5割を割引して、は数計算した額とする。

(参考)

回数旅客運賃の割引 知的障害者旅客運賃割引規程 第4条
同 第6条

(精神障害者割引回数旅客運賃)

第63条の4 第30条の4の規定により発売する精神障害者割引回数券の旅客運賃は、大人・小児ともそれぞれの区間の片道普通旅客運賃を10倍した額の5割を割引して、は数計算した額とする。

(参考)

回数旅客運賃の割引 精神障害者旅客運賃割引規程 第4条
同 第6条

第64条 (削除)

第65条 (削除)

第66条 (削除)

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第67条 第33条の規定によって団体乗車券を発売する場合、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行なう。

(1) 団体旅客運賃割引率

団 体 の 種 別	団体構成人員	割 引 率	
学 生 団 体	中 学 生 団 体	26人以上	3割
		50人以上	3割5分
		100人以上	4割
		200人以上	4割5分
		300人以上	5割
	そ の 他 の 団 体	26人以上	2割
		50人以上	2割5分
		100人以上	3割
		200人以上	3割5分
		300人以上	4割
普 通 団 体	25人以上	1割	
	50人以上	1割5分	
	100人以上	2割	
	200人以上	2割5分	
	300人以上	3割	

(2) へき地教育振興法に規定するへき地学校の生徒、児童によって構成する学生団体で、市町村教育委員会の証明書を提出した場合は、前号の規定にかかわらず中学生団体は3割、その他の団体は2割の割引率を適用する。

(3) 無賃扱人員

前各号の規定によるほか、学生団体旅客にあつては、その教職員及び旅行者に対し、普通団体旅客にあつては、その世話人に対し、次のとおり無賃の取扱いをする。

団体の種別	団体構成人員	無賃扱人員
学 生 団 体	26人以上50人まで 51人以上は50人までを増すごとに	うち1人 うち1人を加える
普 通 団 体	25人以上50人まで 51人以上は50人までを増すごとに	うち1人 うち1人を加える

2 特殊団体に対する割引率は、別に定める。

(団体旅客運賃の計算方)

第68条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて、その1円未満のは数を円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて、その1円未満のは数を円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第69条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算は、第41条及び第42条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第34条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間のキロ程を通算する。
- (2) 途中において貸切区間が介在する場合は、その前後の区間のキロ程を通算する。

第70条 (削除)

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第71条 第37条の規定によって、客室を貸切とする場合は、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第72条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第73条 第71条及び前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、50キロメートル分の旅客運賃にその車両の定員（貸切旅客が旅客運賃収受定員を超過する場合は、実際乗車人員）を乗じた額とする。

第7節 特別車両料金

(特別車両料金)

第74条 第38条の規定により発売する特別車両料金は、450円とする。ただし、第38条第2項の規定により発売する場合の車内精算料金は、座席の指定の有無にかかわらず500円とする。

(団体旅客または貸切旅客に対する特別車両料金)

第75条 第38条に規定する団体旅客または貸切旅客に対する特別車両料金は、次の各号による。

- (1) 団体旅客に対する場合は、その実際乗車人員に相当する額とする。
- (2) 貸切旅客に対する場合は、その車両の定員に相当する額とする。ただし、実際乗車人員が車両の定員を超過する場合は、その実際乗車人員に相当する額とする。

第8節 その他の料金

(車両の留置料金)

第76条 第37条の規定によって客車を貸切とする旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が1時間をこえるとき、または旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに1時間をこえるときは、その超過時間について、1両につき2時間までごとに1,980円の留置料金を収受する。

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、貸切乗車券によって、あわせて収受する。

(貸切扱い取消の場合の回送料)

第77条 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、この回送区間及び返送区間の全キロ程について、1両1キロメートルにつき240円の車両回送料金を収受する。

この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。